

家畜保健衛生所情報

令和7年12月16日

兵庫県で高病原性鳥インフルエンザが発生！

12月16日に兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました（H5亜型）。国内では今シーズン7例目の高病原性鳥インフルエンザの発生となります。

■農場の概要

	確認日	所在地	飼養状況
7例目	12月16日	兵庫県姫路市	採卵鶏（約24万羽）

■対応

- （1）当該農場で飼養されている家きんについて、疑似患畜として、処分する。
- （2）当該農場から半径3km以内の区域について移動制限の設定、半径3kmから半径10km以内の区域について搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を実施する。

☆ 今年、野鳥においては北海道で10月15日に回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が初めて確認されて以降、すでに57例（1道9県）が確認されています。既に我が国の環境中に広く本病ウイルスが侵入しており、全国どこで発生してもおかしくない状況にあり、厳重な警戒が必要です。

家きんを飼養されている皆様におかれましては次頁の事項に注意し、飼養衛生管理基準の遵守による本病ウイルスの侵入防止対策、及び異常家きん発見時の早期通報をお願いします。

- 飼養家さんの健康観察を行い、異常家さんの有無の確認を徹底して下さい。
- 異常家さん発見時には家畜保健衛生所への早期通報をお願いします。

(下記写真参照)

- 家さん舎出入口での消毒を徹底して下さい。
- 野鳥の家さん舎等への侵入防止の為、防鳥ネットの再確認をして下さい。
- 家さん舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めて下さい。
- 発生国の家さん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去 21 日間の平均死亡率の 2 倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、農林水産省と環境省のホームページ（下記アドレス）に掲載されていますので、ご確認ください。

<[農林水産省 HP 報道発表資料](#)>



<[農林水産省 HP](#)>



<[環境省 HP](#)>



 大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59
 TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
